

2020年8月12日

### 規制関連 | ストラクチャード・ファイナンス: 信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目

#### 問い合わせ先:

橋本祐志、東京 電話 03-4550-8275  
藺田浩、東京 電話 03-4550-8474

S&P グローバル SF ジャパン (以下「SPSF」) は、SPSF のストラクチャード・ファイナンス格付けについて、第三者が独立した立場で信用格付けの妥当性を評価するために重要になる情報項目 (以下「重要情報項目一覧」) を、本稿次ページ以降のとおり公表する。本重要情報項目一覧の公表は「金融商品取引業等に関する内閣府令第三百六条第一項第九号イ」に基づくものである。本稿は 2016 年 5 月 30 日に更新されたものを、定期的な見直しに伴い再発行するものであるが、前回公表時から重要情報項目一覧の変更はない。

重要情報項目一覧は、ABS (タイプ 1)、CDO (タイプ 1)、RMBS (タイプ 1)、CMBS (タイプ 1) の 4 つの分類別に作成した。各分類に属する主な裏付け資産は表 1 の通りである。

表 1 各分類に属する主な裏付け資産

分類	主な裏付け資産
ABS(タイプ 1)	リース料債権、オートローン債権、クレジットカード債権、消費者ローン債権、ショッピングクレジット債権、売掛債権、その他金銭債権
CDO(タイプ 1)	企業向け債権、証券化商品、クレジット・デフォルト・スワップ、その他金銭債権
RMBS(タイプ 1)	居住用住宅ローン債権、投資用マンションローン債権、アパートローン債権
CMBS(タイプ 1)	商業用不動産

また、SPSF は日本の法規制の定めに従い、SPSF のストラクチャード・ファイナンス格付けについて、その信用格付けの妥当性を第三者が検証できるようにするための措置を講じるよう、格付け関係者に対し働きかける。その一環として、本重要情報項目についての開示を格付け関係者に求める。ただし、個別案件の特性を考慮し、適用する重要情報項目一覧について情報項目を追加あるいは除外したうえで開示を求める場合がある。

SPSF は、本重要情報項目一覧で十分に対応できないと判断される案件に格付けを付与する場合には、上述のとおり個別に情報項目を追加あるいは除外するか、もしくは新たな分類に基づく重要情報項目一覧を作成し公表する。また、重要情報項目一覧は、適宜見直す場合がある。

信用格付けの妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目  
(金融商品取引業等に関する内閣府令第三百六条第一項第九号に基づく公表)

分類：ABS(タイプ1)

項目	説明
<b>I 証券情報</b>	
I-1 商品名	商品を特定できる固有名称
I-2 基本スキーム	スキーム図、各主体間の取引・契約内容の概要
I-3 主たる準拠法	日本法、ニューヨーク州法等
I-4 商品の形態	社債、ノート、信託受益権等の別。公募、非公募の別
I-5 信用補完および流動性補完	信用補完および流動性補完の内容についての概要
I-6 仕組み上の主たるリスクの所在	裏付け資産信用リスク、サービサー・リスク、法的リスク、裏付け資産の集中リスクなど
I-7 発行総額、トランシェごとの発行額	トランシェごとの劣後比率についても併記
I-8 発行価格	
I-9 利率・予定配当率	トランシェごとの利率、予定配当率。該当ある場合は繰り延べ払い条件、配当計算元本の償却条件
I-10 利払日	
I-11 法定最終償還日	
I-12 償還方法	予定されている償還方法、償還方法変更事由等と当該事由等発生後の償還方法の概要
I-13 予定償還日または予定償還スケジュール等	予定償還日または予定償還スケジュール等がある場合
I-14 発行日	受益権の場合は譲渡日
I-15 アレンジャー、引受・販売会社	名称
I-16 トリガーの仕組み	加速度償還事由等のトリガー指標と発動条件、発動によって変更される事項等
<b>II 管理資産情報</b>	
II-1 裏付け資産の概要	裏付け資産の種類等
II-2 裏付け資産発生概要	オリジネーターが原始取得する場合に、オリジネーターの与信手続きの概要等
II-3 裏付け資産プールの属性	債権残高、債権件数、債務者数
II-4 加重平均金利 WAC	
II-5 加重平均残存期間 WAM	リボルビング型ではない裏付け資産の場合
II-6 適格要件	証券化対象となる裏付け資産の適格要件
II-7 バックアップ・サービシング	バックアップ・サービシングにかかる概要、バックアップ・サービサー設置トリガーがある場合はその情報も
II-8 裏付け資産のキャッシュフロー(予定がある場合)	裏付け資産(債権)にかかる回収予定。繰り上げ返済、デフォルトがゼロの場合の予定スケジュール
II-9 ウォーターフォール	回収金のキャッシュフロー・ウォーターフォール(分配ルール)
II-10 裏付け資産にかかる債権または債務者の属性分布	法個人・男女、年齢、年収、資本金、職業、業種、地域、残高、金利条件等
II-11 延滞率	延滞の定義および計算式等を含む
II-12 デフォルト率	デフォルトの定義および計算式等を含む
II-13 繰り上げ返済	中途解約率を含む
II-14 回収率または損失率	案件上、デフォルト債権からの回収を見込む場合
II-15 比較参考プールの属性	裏付け資産との類似性等の判断のため、債権または債務者の属性分布
<b>III 発行者および関係法人情報</b>	
III-1 発行体	名称、社団の形態、設立準拠法等
III-2 オリジネーター	名称
III-3 サービサー	名称
III-4 その他主要な関係者	受託者、バックアップ・サービサー、社債管理会社、デリバティブ取引の相手方等
III-5 オリジネーター等によるリスクの継続保有	オリジネーターによるリスクの継続保有の有無、具体的な内容等
<b>IV 追加項目(母体プール等、比較参考となる資産プールのパフォーマンス、裏付け資産にかかる情報)</b>	
IV-1 キャンセル率(母体プール)	キャンセルが発生する裏付け資産の場合
IV-2 元本返済率(母体プール)	消費者ローン債権、クレジットカード債権の場合
IV-3 過払い金返還状況(母体プール)	過払い金返還請求の影響を受ける裏付け資産の場合
IV-4 担保物件資料	担保物件からの回収を見込む案件の場合。物件、担保権、回収見込み等の情報

信用格付けの妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目  
(金融商品取引業等に関する内閣府令第三百六条第一項第九号に基づく公表)

分類：CDO(タイプ1)

項目	説明
<b>I 証券情報</b>	
I-1 商品名	商品を特定できる固有名称
I-2 基本スキーム	スキーム図、各主体間の取引・契約内容の概要
I-3 主たる準拠法	日本法、ニューヨーク州法等
I-4 商品の形態	社債、ノート、信託受益権等の別。公募、非公募の別
I-5 信用補完および流動性補完	信用補完および流動性補完の内容についての概要
I-6 仕組み上の主たるリスクの所在	裏付け資産信用リスク、サービサー・リスク、法的リスク、裏付け資産の集中リスクなど
I-7 発行総額、トランシェごとの発行額	トランシェごとの劣後比率についても併記
I-8 発行価格	
I-9 利率・予定配当率	トランシェごとの利率、予定配当率
I-10 利払日	
I-11 法定最終償還日	
I-12 償還方法	予定されている償還方法、償還方法変更事由等と当該事由等発生後の償還方法の概要
I-13 予定償還日または予定償還スケジュール等	予定償還日または予定償還スケジュール等がある場合
I-14 発行日	受益権の場合は譲渡日
I-15 アレンジャー、引受・販売会社	名称
I-16 トリガーの仕組み	加速度償還事由等のトリガー指標と発動条件、発動によって変更される事項等
<b>II 管理資産情報</b>	
II-1 裏付け資産の概要	裏付け資産の基本的性質、適用法令
II-2 裏付け資産発生の概要	オリジネーターが原始取得する場合に、オリジネーターの与信手続きの概要等
II-3 裏付け資産プールの属性	債権残高、債権件数、債務者数。債権の性質、仕組みの特徴に応じた属性の分布状況
II-4 加重平均金利 WAC	
II-5 加重平均残存期間 WAM	
II-6 適格要件	証券化対象となる裏付け資産の条件
II-7 バックアップ・サービシング	バックアップ・サービシングにかかる概要、バックアップ・サービサー設置トリガーがある場合はその情報も
II-8 裏付け資産のキャッシュフロー(予定がある場合)	裏付け資産(債権)にかかる回収予定
II-9 ウォーターフォール	回収金のキャッシュフロー・ウォーターフォール(分配ルール)
II-10 裏付け資産にかかる債権または債務者の属性分布	残高別、契約金利別、業種別、資本金区分その他の財務状況別、地域別等
II-11 延滞率	延滞の定義および計算式等を含む
II-12 デフォルト率	デフォルトの定義および計算式等を含む
II-13 繰り上げ返済	
II-14 回収率または損失率	回収の手続き、ならびに手続き完了までの期間等を含む
II-15 比較参考プールの属性	
<b>III 発行者および関係法人情報</b>	
III-1 発行体	名称、団体の形態、設立準拠法等
III-2 オリジネーター	名称、資本金の額、事業の内容、関係業務の概要、資本関係、経理の概況、その他
III-3 サービサー	同上
III-4 その他主要な関係者	受託者、バックアップ・サービサー、社債管理会社、デリバティブ取引の相手方等
III-5 オリジネーター等によるリスクの継続保有	オリジネーターによるリスクの継続保有の有無、具体的な内容等

信用格付けの妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目  
(金融商品取引業等に関する内閣府令第三百六条第一項第九号イに基づく公表)

分類：RMBS(タイプ1)

項目	説明
<b>I 証券情報</b>	
I-1 商品名	商品を特定できる固有名称
I-2 基本スキーム	スキーム図、各主体間の取引・契約内容の概要
I-3 主たる準拠法	日本法、ニューヨーク州法等
I-4 商品の形態	社債、ノート、信託受益権等の別。公募、非公募の別
I-5 信用補完および流動性補完	信用補完および流動性補完の内容についての概要
I-6 仕組み上の主たるリスクの所在	裏付け資産信用リスク、サービサー・リスク、法的リスク、裏付け資産の集中リスクなど
I-7 発行総額、トランシェごとの発行額	トランシェごとの劣後比率についても併記
I-8 発行価格	
I-9 利率・予定配当率	トランシェごとの利率、予定配当率。該当ある場合は繰り延べ払い条件、配当計算元本の償却条件
I-10 利払日	
I-11 法定最終償還日	
I-12 償還方法	予定されている償還方法、償還方法変更事由等と当該事由等発生後の償還方法の概要
I-13 予定償還日または予定償還スケジュール等	予定償還日または予定償還スケジュール等がある場合
I-14 発行日	受益権の場合は譲渡日
I-15 アレンジャー、引受・販売会社	名称
I-16 トリガーの仕組み	加速度償還事由等のトリガー指標と発動条件、発動によって変更される事項等
<b>II 管理資産情報</b>	
II-1 裏付け資産の概要	裏付け資産の種類(居住用、投資用マンション、アパートローン)等
II-2 裏付け資産発生の概要	オリジネーターが原始取得する場合に、オリジネーターの与信手続きの概要等
II-3 裏付け資産プールの属性	債権残高、債権件数、債務者数。性質(借換・非借換、自己居住・投資用)が異なるものは区分
II-4 加重平均金利 WAC	
II-5 加重平均残存期間 WAM	
II-6 適格要件	証券化対象となる裏付け資産の適格要件
II-7 バックアップ・サービシング	バックアップ・サービシングにかかる概要、バックアップ・サービサー設置トリガーがある場合はその情報も
II-8 裏付け資産のキャッシュフロー(予定がある場合)	裏付け資産(債権)にかかる回収予定。CPR、CDR がゼロの場合の予定スケジュール
II-9 ウォーターフォール	回収金のキャッシュフロー・ウォーターフォール(分配ルール)
II-10 裏付け資産にかかる債権または債務者の属性分布	LTV、DTI、職業、当初融資期間、経過期間、地域、残高、ローン金利条件等
II-11 延滞率	延滞の定義および計算式等を含む
II-12 デフォルト率	デフォルトの定義および計算式等を含む
II-13 繰り上げ返済	全額期限前、一部期限前別
II-14 回収率または損失率	案件上、デフォルト債権からの回収を見込む場合
II-15 比較参考プールの属性	裏付け資産との類似性等の判断のため、LTV、DTI、職業、地域、経過期間等の情報
<b>III 発行者および関係法人情報</b>	
III-1 発行体	名称、社団の形態、設立準拠法等
III-2 オリジネーター	名称
III-3 サービサー	名称
III-4 その他主要な関係者	受託者、バックアップ・サービサー、社債管理会社、デリバティブ取引の相手方等
III-5 オリジネーター等によるリスクの継続保有	オリジネーターによるリスクの継続保有の有無、具体的な内容等
<b>IV 追加項目(裏付け資産にかかる情報)</b>	
IV-1 担保物件資料	アパートローンRMBSの場合、大規模物件の詳細資料等

信用格付けの妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目  
(金融商品取引業等に関する内閣府令第三百六条第一項第九号イに基づく公表)

分類： CMBS(タイプ1)

項目		説明	
<b>I-1 証券情報</b>			
I-1-1	商品名	CMBSを特定できる固有の名称	
I-1-2	基本スキーム	スキーム図、各主体間の取引・契約内容の概要	
I-1-3	主たる準拠法	日本法、イングランド法、ニューヨーク州法等、CMBSの準拠法	
I-1-4	商品の形態	社債、ノート、信託受益権等、CMBSの法律上の種別	
I-1-5	信用補完および流動性補完	信用補完および流動性補完の概要	
I-1-6	発行総額、トランシェごとの発行額	発行日時点でのCMBSの発行総額およびトランシェごとの発行額	
I-1-7	発行価格	CMBSの発行価格	
I-1-8	利率・予定配当率	トランシェごとの利率、予定配当率	
I-1-9	利払日	CMBSの利払日	
I-1-10	法定最終償還日	CMBSの最終償還日	
I-1-11	償還方法	予定されているCMBSの償還方法	
I-1-12	予定償還日	CMBSの予定償還日	
I-1-13	発行日	CMBSの発行日	
I-1-14	アレンジャー、引受・販売会社	アレンジャー、引受・販売会社の名称	
<b>I-2 発行者、および関係法人情報</b>			
I-2-1	オリジネーター	裏付け債権のオリジネーターの名称	
I-2-2	サービス	裏付け債権のサービスの名称	
I-2-3	発行体	CMBS発行体の名称、社団の形態、設立準拠法	
I-2-4	その他主要な関係者	受託者、(当初より設置されている場合)バックアップ・サービス、社債管理会社、デリバティブ取引の相手方、スポンサー	
I-2-5	オリジネーター等によるリスクの継続保有	オリジネーターによるリスクの継続保有の有無、具体的な内容等	
<b>II-1 裏付け債権の基本情報</b>			
注:裏付け債権が複数ある場合、各裏付け債権について、裏付け債権がTMK債の場合は適宜読み替え			
II-1-1	債務者名	裏付け債権の債務者の名称	
II-1-2	実行日	裏付け債権の実行日	
II-1-3	予定満期日(予定償還日)	裏付け債権の契約上の予定満期日・予定償還日	
II-1-4	最終満期日(最終償還日)	裏付け債権の契約上の最終満期日・最終償還日	
II-1-5	カットオフ日	CMBSにおける当該裏付け債権のカットオフ日	
II-1-6	債権残高	当初債権残高	裏付け債権の実行時の残高
		カットオフ日時点債権残高	裏付け債権のカットオフ時点の残高
		現債権残高	
		予定満期日のバルーン残高	裏付け債権の予定満期日のバルーン残高
II-1-7	金利	金利種別	裏付け債権の金利種別
		利払い頻度	裏付け債権の利払い頻度
		固定金利レート	
		変動金利基準金利種別	変動金利の場合、裏付け債権の基準金利の種類
		スプレッド	変動金利の場合、裏付け債権のスプレッド
		金利キャップの有無(Y or N)	変動金利の場合、裏付け債権の債務者が当事者となっている金利キャップ契約の有無
II-1-8	元本の定期返済の有無と種類(Y or N) (元本均等・元利均等・その他)	金利キャップ・プロバイダー	変動金利の場合、裏付け債権の債務者が当事者となっている金利キャップ契約のキャップ・プロバイダーの名称
		金利キャップ・ストライク・プライス	変動金利の場合、裏付け債権の債務者が当事者となっている金利キャップ契約のストライク・プライス
II-1-9	アセット・マネジャー名	裏付け債権の債務者に関するアセット・マネジメント会社の名称	
II-1-10	アセット・マネジャーのライセンス種類	当該裏付け債権のアセット・マネジャーが有するライセンス(投資運用業・助言代理業の別)	
II-1-11	LTV (%)	カットオフ時点	カットオフ時点での裏付け債権のLTV
		報告日時点	当該報告日時点でのLTV
		予定満期日時点	予定満期日時点でのLTV
II-1-12	担保評価額	評価額タイプ	報告時点および予定満期日時点で用いられた評価額の種類
		評価時点	報告時点および予定満期日時点で用いられた評価額の評価時点

<次頁に続く>

信用格付けの妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目  
(金融商品取引業等に関する内閣府令第三百六条第一項第九号イに基づく公表)

分類： CMBS(タイプ1)

< 続き >

項目		説明	
<b>II-2 リザーブに関する情報</b>			
II-2-1	債務者名	裏付け債権の債務者の名称	
II-2-2	リザーブ詳細	留保金勘定名	裏付け債権レベルで設定されている留保金の名称
		留保金勘定残高	裏付け債権レベルで設定されている留保金の残高(留保金勘定別)
<b>III 担保物件に関するパフォーマンス・レポート</b>			
III-1	債務者名	裏付け債権の債務者の名称	
III-2	物件名	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の名称	
III-3	物件種類	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の種類	
III-4	所在地(都道府県)	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の所在地(都道府県)	
III-5	所在地(市町村)	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の所在地(市町村)	
III-6	竣工年	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の竣工年	
III-7	PML	裏付け債権の裏付け資産となっている物件のPML	
III-8	戸数(住居の場合)	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の部屋の数	
III-9	賃貸可能面積(坪)	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の賃貸可能面積(坪)	
III-10	評価額	裏付け債権の裏付け資産となっている物件の評価額	
III-11	評価時点	上記評価額の評価時点	
III-12	報告時点の稼働率	当該報告時点の入居率・稼働率	
III-13	当期 (計算期間) キャッシュ フロー	営業純利益 (NOI)	
		ネット・キャッシュフロー(NCF)	
		計算対象期間	上記キャッシュフローの計算対象期間
III-14	前年度キャッ シュフロー	営業純利益 (NOI)	
		ネット・キャッシュフロー(NCF)	
		前事業年度期間	

本稿に掲載されているコンテンツ（信用格付、信用関連分析およびデータ、バリュエーション、モデル、ソフトウェア、またはそのほかのアプリケーションもしくはそのアウトプットを含む）及びこれらのいかなる部分（以下「本コンテンツ」）について、スタンダード&プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エル・エル・シーまたはその関連会社（以下、総称して「S&P」）による事前の書面による許可を得ることなく、いかなる形式あるいは手段によっても、修正、リバースエンジニアリング、複製、頒布を行うこと、あるいはデータベースや情報検索システムへ保存することを禁じます。本コンテンツを不法な目的あるいは権限が与えられていない目的のために使用することを禁じます。

S&P、外部サービス提供者、およびその取締役、執行役員、株主、従業員あるいは代理人（以下、総称して「S&P 関係者」）はいずれも、本コンテンツに関して、その正確性、完全性、適時性、利用可能性について保証いたしません。S&P 関係者はいずれも、原因が何であれ、本コンテンツの誤謬や脱漏（過失であれその他の理由によるものであれ）、あるいは、本コンテンツを利用したことにより得られた結果に対し、あるいは利用者により入力されたいかなる情報の安全性や維持に関して、一切責任を負いません。本コンテンツは「現状有姿」で提供されています。S&P 関係者は、明示または黙示にかかわらず、本コンテンツについて、特定の目的や使用に対する商品性や適合性に対する保証を含むいかなる事項について一切の保証をせず、また、本コンテンツに関して、バグ、ソフトウェアのエラーや欠陥がないこと、本コンテンツの機能が妨げられないことがないこと、または、本コンテンツがいかなるソフトウェアあるいはハードウェアの設定環境においても作動することについての保証を含む一切の保証をいたしません。いかなる場合においても、S&P 関係者は、損害が生じる可能性について報告を受けていた場合であっても、本コンテンツの利用に関連する直接的、間接的、付随的、制裁的、代償的、懲罰的、特別なし派生的な損害、経費、費用、訴訟費用、損失（損失利益、逸失利益あるいは機会費用、過失により生じた損失などを含みますが、これらに限定されません）に対して、いかなる者に対しても、一切責任を負いません。

本コンテンツにおける、信用格付を含む信用関連などの分析、および見解は、それらが表明された時点の意見を示すものであって、事実の記述ではありません。S&P の意見、分析、格付の承認に関する決定（以下に述べる）は、証券の購入、保有または売却の推奨や勧誘を行うものではなく、何らかの投資判断を推奨するものでも、いかなる証券の投資適合性について言及するものでもありません。S&P は、本コンテンツについて、公表後にいかなる形式やフォーマットにおいても更新する義務を負いません。本コンテンツの利用者、その経営陣、従業員、助言者または顧客は、投資判断やそのほかのいかなる決定においても、本コンテンツに依拠してはならず、本コンテンツを自らの技能、判断または経験に代替させてはならないものとします。S&P は「受託者」あるいは投資助言業者としては、そのように登録されている場合を除き、行為するものではありません。S&P は、信頼に足ると判断した情報源から情報を入手してはいませんが、入手したいいかなる情報についても監査はせず、またデューデリジェンスや独自の検証を行う義務を負うものではありません。信用格付関連の公表物は、様々な理由により公表される可能性があり、その理由は必ずしも格付委員会によるアクションに依存するものではありません。格付委員会によるアクションに依存しない信用格付関連の公表物には、信用格付と関連する分析についての最新情報の定期的な公表などを含みますが、これらに限定されません。

ある国の規制当局が格付会社に対して、他国で発行された格付を規制対応目的で当該国において承認することを認める場合には、S&P は、弊社自身の裁量により、かかる承認をいかなる時にも付与、取り下げ、保留する権利を有します。S&P 関係者は、承認の付与、取り下げ、保留から生じる義務、およびそれを理由に被ったとされる損害についての責任を負わないものとします。S&P は、それぞれの業務の独立性と客観性を保つために、事業部門の特定の業務を他の業務から分離させています。結果として、S&P の特定の事業部門は、他の事業部門が入手できない情報を得ている可能性があります。S&P は各分析作業の過程で入手する非公開情報の機密を保持するための方針と手続を確立しています。

S&P は、信用格付の付与や特定の分析の提供に対する報酬を、通常は発行体、証券の引受業者または債務者から、受領することがあります。S&P は、その意見と分析結果を広く周知させる権利を留保しています。S&P の公開信用格付と分析は、無料サイトの [www.standardandpoors.com](http://www.standardandpoors.com)、そして、購読契約による有料サイトの [www.spcapitaliq.com](http://www.spcapitaliq.com) で閲覧できるほか、S&P による配信、あるいは第三者からの再配信といった、他の手段によっても配布されます。信用格付手数料に関する詳細については、[www.standardandpoors.com/usratingsfees](http://www.standardandpoors.com/usratingsfees) に掲載しています。